

森林湖沼環境税条例の一部改正 (課税期間の延長)について



(再造林などによる森林資源の循環利用)



(高度処理型浄化槽の設置)

茨 城 県

第4期森林湖沼環境税の税制(案)

税制(案)

課税方式	県民税均等割超過課税方式
納税義務者	茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人（県民税均等割が非課税となる方を除く）
税額(年額)	個人:1,000円、法人:均等割額の10%
課税期間	令和4年度から令和8年度まで（5年間）
税 収	年額17.7億円(令和4年度から令和8年度までの合計 約88億円) ※基金に積み立て他の税収と明確に区分して管理



課税期間を5年間とする理由

- 環境保全施策の目標達成には、一定程度の期間が必要
- 実績・効果の検証に、多くのデータが蓄積可能な5年間が妥当
- 環境保全の関連計画が令和8年度にかけて策定等のため、内容を税制の検討時に反映
- 関係団体等から、経営規模の拡大への設備投資には、5年程度の期間が必要

パブリックコメントの意見

- 70人・社から延べ173件の意見
（内訳:税制39件、税活用事業119件、広報等15件）
- 主な意見要旨
 - ・環境保全は短期間で結果が出ないため、10年・20年の単位で対策すべき
 - ・県民の認知度向上のため、税の実績など積極的にPRをするべき

第4期森林湖沼環境税活用事業(森林の保全・整備)の施策の考え方

実績と成果

- 集約化した森林の整備 再造林 約320ha 間伐 約3,000ha
- 意欲的な林業経営体への森林経営の集約化が進捗
➔ 集約化面積 R2まで:約1万ha

現状(課題)

- 自立した森林経営には、さらなる集約化による経営規模の拡大が必要
- 主伐後の再造林を一層推進する必要

施策の考え方

適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進するため、森林経営の集約化を加速

重点的に取り組む施策例

- I 自立した林業経営による森林の整備・管理
 - 森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力向上に取り組む経営体の育成
 - 再造林の推進
 - 県産木材の利用促進
- II 森林環境の保全
 - 海岸防災林の保全
 - 森林環境教育



森林湖沼環境税(県)と森林環境譲与税(国)の活用

- ➔ 森林湖沼環境税: 林業の成長産業化に資する施策、県内全域を対象とすべき施策
- ➔ 森林環境譲与税: 林業経営に適さない森林の整備、市町村施設での木材利用等

目標

- 自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進
 - ・ 森林経営の集約化: 3万ha
 - ・ 再造林: 200ha/年
- これにより、森林の公益的機能の持続的発揮と、カーボンニュートラルの実現に貢献



第4期森林湖沼環境税活用事業(湖沼・河川の水質保全)の施策の考え方

実績と成果

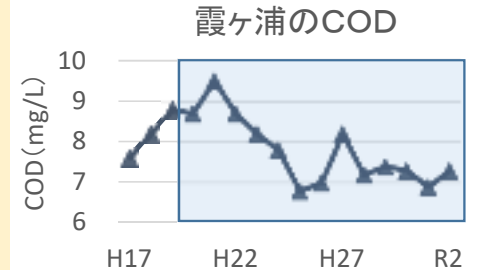
- 高度処理型浄化槽の設置補助 約16,000基
- 下水道・農業集落排水施設への接続補助 約14,000件
- 排水規制を強化した小規模事業所への指導強化



霞ヶ浦のCODは約9mg/L(税導入前)から約7mg/Lに低下

現状(課題)

- 霞ヶ浦のCODは約7mg/Lまで低下したが、近年は横ばいで推移
- 水環境分野の専門家によると、水深が4mと浅いことなどの特徴により、短期的には水質浄化効果が表れにくく、大きな水質浄化効果は期待できないとの見解



施策の考え方

- 豊かな恵みをもたらす霞ヶ浦を次世代に引き継いでいくため、**水質浄化対策を継続して推進**
- 水質悪化を防ぐために必要な事業量で、浄化効果の高い事業に重点化**
- 生活排水対策、畜産対策については、涸沼等にも事業範囲を拡大

重点的に取り組む施策例

- I 霞ヶ浦は浄化効果の高い事業に重点化
 - ①NP型の高度処理型浄化槽の設置補助に重点化
 - ②霞ヶ浦流域内のコンビニ等(対象約1,800件)を令和4年度までに全件指導
 - ③流域内で生産された堆肥の、流域外での利用を促進
- II 霞ヶ浦以外の湖沼(涸沼等)への拡充
 - ①涸沼流域等へのNP型補助の強化、宅内配管工事費の補助を全県拡大
 - ②畜産対策については、涸沼流域を新たに対象に追加

目標

- 霞ヶ浦のCOD 6.9mg/L
- 長期的には「泳げる霞ヶ浦」の実現を目指す

